

議案第65号

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部改正について

総社市交通遺児援助横田基金条例（平成17年総社市条例第70号）等の一部を次のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

市内に義務教育学校を設置することに伴い、学校の定義等の規定を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部を改正する条例

(総社市交通遺児援助横田基金条例の一部改正)

第1条 総社市交通遺児援助横田基金条例(平成17年総社市条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 横田俊平氏からの寄附金を原資とし、市内に住所を有する者で小学校、中学校、 <u>義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する交通遺児の福祉の増進を図るため</u> 、総社市交通遺児援助横田基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第1条 横田俊平氏からの寄附金を原資とし、市内に住所を有する者で小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する交通遺児の福祉の増進を図るため、総社市交通遺児援助横田基金(以下「基金」という。)を設置する。

(総社市公民館条例の一部改正)

第2条 総社市公民館条例(平成17年総社市条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。

改正後			改正前		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
略			略		
総社市昭和公民館日美分館	総社市美袋1915番地1	昭和五つ星学園義務教育学区のうち美袋, 日羽, 宇山	総社市昭和公民館日美分館	総社市美袋1915番地1	昭和小学区のうち美袋, 日羽, 宇山
総社市昭和公民館下倉分館	総社市下倉1338番地3	昭和五つ星学園義務教育学区のうち下倉	総社市昭和公民館下倉分館	総社市下倉1338番地3	昭和小学区のうち下倉
総社市昭和公民館水内分館	総社市原2167番地1	昭和五つ星学園義務教育学区のうち原, 影, 中尾	総社市昭和公民館水内分館	総社市原2167番地1	維新小学区
総社市昭和公民館富山分館	総社市種井1856番地1	昭和五つ星学園義務教育学区のうち種井, 延原, 槁	総社市昭和公民館富山分館	総社市種井1856番地1	昭和小学区のうち種井, 槁, 延原
略			略		

(総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正)

第3条 総社市放課後児童クラブ施設条例(平成17年総社市条例第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には, 当該改正部分を当該改正後部分に改め, 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には, 当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の<u>小学校又は義務教育学校の前期課程に在学する児童</u>で, 保護者の就労等のため放課後等の家庭保育が困難な児童に対し, 一定時間の生活指導を行うことにより, 児童の健全な育成を図るため, 総社市放課後児童クラブ施設(以下「児童クラブ施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称, 位置及び定員)</p> <p>第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の<u>小学校の児童</u>で, 保護者の就労等のため放課後等の家庭保育が困難な児童に対し, 一定時間の生活指導を行うことにより, 児童の健全な育成を図るため, 総社市放課後児童クラブ施設(以下「児童クラブ施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称, 位置及び定員)</p> <p>第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。</p>

改正後			改正前		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
昭和五つ星学園義務教育学校区放課後児童クラブ施設	総社市美袋1584番地1	40人	昭和・維新小学校区放課後児童クラブ施設	総社市美袋1584番地1	40人
略			略		
(開設時間及び休業日)			(開設時間及び休業日)		
第3条 児童クラブ施設の開設時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。			第3条 児童クラブ施設の開設時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。		
(1) 開設時間 午後1時から午後6時まで。ただし、 <u>小学校又は義務教育学校</u> の休業日においては、午前8時から午後6時まで			(1) 開設時間 午後1時から午後6時まで。ただし、 <u>小学校</u> の休業日においては、午前8時から午後6時まで		
(2) 略			(2) 略		
(通所資格)			(通所資格)		
第6条 児童クラブ施設に通所できる児童は、原則として、それぞれの <u>学校区</u> の <u>小学校又は義務教育学校</u> の <u>前期課程に在学する児童</u> であって、放課後等に保護者のいない家庭の児童とする。			第6条 児童クラブ施設に通所できる児童は、原則として、それぞれの <u>小学校へ通学する児童</u> であって、放課後等に保護者のいない家庭の児童とする。		
(通所の制限)			(通所の制限)		
第8条 指定管理者は、児童クラブ施設に通所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、通所を制限することができる。			第8条 指定管理者は、児童クラブ施設に通所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、通所を制限することができる。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 各種気象警報が発令され、 <u>小学校又は義務教育学校</u> が休校になったとき。			(2) 各種気象警報が発令され、 <u>小学校</u> が休校になったとき。		
(3) 略			(3) 略		

(総社市児童年金条例の一部改正)

第4条 総社市児童年金条例（平成17年総社市条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において「児童」とは、義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校、<u>義務教育学校</u>又は特別支援学校の中学部に在学する間の<u>者</u>を含む。）の児童をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において「児童」とは、義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する間の<u>児童</u>を含む。）の児童をいう。</p>

(総社市遺児激励金支給条例の一部改正)

第5条 総社市遺児激励金支給条例（平成17年総社市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 義務教育諸学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>(激励金の支給)</p> <p>第4条 前条の遺児激励金の支給は、その種類に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 入学激励金は、遺児が義務教育諸学校に入学（<u>義務教育学校の後期課程への就学を含む。</u>）する際に当該遺児に対し支給する。</p> <p>(2) 卒業激励金は、遺児が義務教育諸学校のうち、中学校、<u>義務教育学校</u>又は特別支援学校の中学部を卒業する際に当該遺児に対し支給する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 義務教育諸学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>(激励金の支給)</p> <p>第4条 前条の遺児激励金の支給は、その種類に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 入学激励金は、遺児が義務教育諸学校に入学する際に当該遺児に対し支給する。</p> <p>(2) 卒業激励金は、遺児が義務教育諸学校のうち、中学校又は特別支援学校の中学部を卒業する際に当該遺児に対し支給する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

(総社市児童発達支援センター条例の一部改正)

第6条 総社市児童発達支援センター条例(平成17年総社市条例第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(入園の要件) 第4条 はばたき園に入園することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた児童(小 <u>学校就学の始期に達するまでの者</u> に限る。) (2) 略 2 略	(入園の要件) 第4条 はばたき園に入園することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた児童(小 <u>学校就学前の児童</u> に限る。) (2) 略 2 略

(総社市学校教育環境適正化審議会条例の一部改正)

第7条 総社市学校教育環境適正化審議会条例(平成24年総社市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 総社市立小学校、総社市立中学校、 <u>総社市立義務教育学校</u> 及び総社市立幼稚園(以下「学校」という。)の教育環境の適正化について、調査し、審議するため、総社市学校教育環境適正化審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 総社市立小学校、総社市立中学校及び総社市立幼稚園(以下「学校」という。)の教育環境の適正化について、調査し、審議するため、総社市学校教育環境適正化審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(総社市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部改正)

第8条 総社市保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年総社市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第3条 保育の必要性の認定は、<u>小学校就学前子ども</u>の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するために自ら保育を行えない場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により<u>小学校就学前子ども</u>の保育を行うことが困難であると認められること。</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の<u>小学校就学前子ども</u>が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 略</p>	<p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>第3条 保育の必要性の認定は、<u>小学校就学前の子ども</u>の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するために自ら保育を行えない場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により<u>小学校就学前の子ども</u>の保育を行うことが困難であると認められること。</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の<u>小学校就学前の子ども</u>が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 略</p>

(総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校及び義務教育学校の前期課程の授業の終了の時刻</u>その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。</p> <p>(1) <u>小学校及び義務教育学校の前期課程の授業の休業日</u>に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校及び義務教育学校の前期課程の授業の休業日以外の日</u>に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校及び義務教育学校の前期課程の授業の休業日</u>その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>3 略</p>	<p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校の授業の終了の時刻</u>その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。</p> <p>(1) <u>小学校の授業の休業日</u>に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校の授業の休業日以外の日</u>に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校の授業の休業日</u>その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>3 略</p>

(総社市定住促進条例の一部改正)

第10条 総社市定住促進条例(平成26年総社市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 助成対象地区 本市のうち、<u>池田小学校、新本小学校及び昭和五つ星学園義務教育学校の通学区域</u>、山田幼稚園の入園区域並びに下原の区域をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 助成対象地区 本市のうち、<u>池田小学校、新本小学校及び昭和中学校の通学区域</u>、山田幼稚園の入園区域並びに下原の区域をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

(総社市立認定こども園条例の一部改正)

第11条 総社市立認定こども園条例(平成26年総社市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、総社市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 <u>小学校就学前の</u>子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、総社市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。</p>

(総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第12条 総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>小学校又は義務教育学校の前期課程に</u>在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 260円</p> <p>(2) <u>中学校又は義務教育学校の後期課程に</u>在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 300円</p> <p>2～4 略</p> <p>(学校給食費の納付額)</p> <p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 260円</p> <p>(2) 中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 300円</p> <p>2～4 略</p> <p>(学校給食費の納付額)</p> <p>第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあつては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
(1) 小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 4,500円 (2) 中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 5,000円 2 略	(1) 小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 4,500円 (2) 中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 5,000円 2 略

(総社市交通事故見舞金支給条例の一部改正)

第13条 総社市交通事故見舞金支給条例(令和4年総社市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 学校等 市内の幼稚園、認定こども園、小学校、 <u>中学校及び義務教育学校</u> をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 学校等 市内の幼稚園、認定こども園、 <u>小学校及び中学校</u> をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。